

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成22年4月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 二戸市
- 2 事業の種類 二戸市パークゴルフ場（仮称）整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 岩手県二戸市浄法寺町野黒沢地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号要件への適合性

二戸市パークゴルフ場（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）は、二戸市が策定した稲庭・二戸高原地域農林業振興プロジェクトに基づく施設の整備であり、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件への適合性

本件事業の起業者である二戸市は、稲庭・二戸高原地域農林業振興プロジェクトに基づく本件施設の設置者である。このことから本件事業を実施する権能を有していると認められる。

また、既に本件事業に係る予算措置を講じている。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件への適合性

ア 得られる公共の利益

近年、わが国では、医師不足や看護師不足、救急医療体制の整備など、様々な医療問題を抱えており、その中でも最大の医療問題は、生活習慣病や高齢化に伴う医療費の増大と言われている。

二戸市においても、高齢者の医療費は年々増加傾向にあり、医療費を抑制するため、生活習慣病や高齢者の健康維持・増進を目的に、二戸市総合計画において、日常生活の中で定期的・継続的に行うことができるスポーツ環境の提供が重要と考えている。

パークゴルフは、子どもから高齢者まで幅広い世代で楽しめるスポーツであり、三重大学の「パークゴルフの健康に及ぼす効果に関する研究報告書」においては、パークゴルフは、健康維持に効果があり、生涯にわたる健康づくりに効果があるスポーツであると報告されている。

二戸市においては、平成17年度からパークゴルフの普及及び市民の健康と体力の保持増進を目的にパークゴルフ教室を開催しているが、二戸市内にパークゴルフ場がなく、隣接地域に足を運んで開催している。

また、近年、孤独死という形で餓死や病死する独居老人について社会問題として取り上げられているが、二戸市でも独居老人数は、急速に増加している。

本件事業の施行により、健康な高齢者においても、趣味のサークルやボランティア活動など何らかのコミュニティに属することで、日常の諸問題を気軽に相談できる友人の形成も可能となる。

また、パークゴルフ場を整備することによって、二戸市が抱える医療費の急速な増加の抑制とともに独居老人の社会との接点を確保することができる。

したがって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象事業に該当していないが、起業者が任意に行った調査によれば、保存すべき希少動植物は確認されていない。また、埋蔵文化財についても特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、高齢者の医療費を抑制するため、健康維持や健康増進を目的に、日常生活の中で定期的・継続的に行うことができるスポーツとしてのパークゴルフに係る施設整備である。

本件事業に係る起業地については、起業地の位置、支障物件の多寡、地域の土地利用及び環境への影響を考慮して選定した3つの候補地について比較検討が行われており、これらの条件を満たす最適な事業計画が策定されており、施設規模及び起業地の範囲については、必要最小限の範囲としていると判断される。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

現在、二戸市では高齢者の医療費は年々増加傾向にあり、医療費を抑制するための生活習慣病予防や高齢者の健康維持・増進が必要不可欠である。

そのためには、バランスのとれた食生活のほか、適度な運動の習慣化が効果的であるが、日常生活の中で定期的・継続的に行うことができ、子どもから高齢者まで幅広い世代で楽しめるスポーツ施設の整備である本件事業は、早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地及び物件を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 二戸市総合スポーツセンター